

裁 決 書

審査請求人

平成25年1月31日付けで行われた審査請求について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、次のとおり裁決する。

主 文

が、平成24年12月3日付けで審査請求人に対し行った生活保護費返還金額決定処分は、これを取り消す。

事 実

(以下「処分庁」という。)は、平成24年12月3日、審査請求人(以下「請求人」という。)に対し、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条の規定による生活保護費返還金額決定処分（以下「原処分」という。）を行った。

請求人は、原処分を不服として、平成25年1月31日、北海道知事に審査請求を行った。

請 求 の 要 旨

請求人は、原処分の取消しを求めて、おおむね次のとおり主張している。

処分庁からを保育所に通所させるよう指示されたが、の病気のため幼稚園に通園させ続けたものであり、正当な理由によるものなので、就園奨励費相当額を返還することが不服である。

裁 決 の 理 由

1. 認定事実

本件に関しては次の事実が認められる。

- (1) [Redacted]
- (2) [Redacted]
- (3) [Redacted]
- (4) [Redacted]

- (5) [Redacted]
- (6) [Redacted]
- (7) [Redacted]
- (8) [Redacted]
- (9) [Redacted]
- (10) [Redacted]
- (11) [Redacted]
- (12) [Redacted]
- (13) [Redacted]

2. 判断

(1) 法の規定等について

ア 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われ、厚生労働大臣の定める基準によ

り要保護者ごとに算定された最低生活費のうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされており、この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならないとされている。また、被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図り、その他生活の維持、向上に努めなければならないものとされ、保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができるかとされている（法第3条、法第4条第1項、法第8条第1項、法第27条及び法第60条）。

イ 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第8-3(3)エによると、自立更生を目的として恵与される金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額は、収入として認定しないものとされている。

ウ 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。）第8-40(2)オによると、被保護世帯の自立更生のための用途に供されるものとして、幼稚園等での就園に係る入園料及び保育料その他就園のために必要と認められる最小限度の額を認めるものとされている。

エ 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）8-45によると、幼稚園への就園が一般的である実態にかんがみ、著しく地域社会の均衡を失する等特別な事情がない限り、保育に欠けるといふようなことがなくとも恵与金を収入として認定しなくとも差し支えないとされている。

オ 問答集8-90によると、幼稚園教育の普及している地域であつて通園することが近隣との均衡を失しないものであり、保育所の利用ができず、かつ子供を通園させることが世帯員の就労等自立助長のために保育所の代替として効果的であると認められる場合、幼稚園に要する費用を「就労に伴う託児費」として収入から控除して差し支えないとされている。

カ 就園奨励費は、 幼稚園就園奨励費等補助金交付要綱に基づき交付されるもので、同要綱の第1条では 幼稚園児の保護者の負担の軽減が目的である旨、第2条第2号では入園料及び保育料が減免措置の対象である旨規定されている。また、就園奨励費は所得区分に応じて補助上限額が設定されており、平成23年度は、「生活保護法の規定による保護を受けている世帯」で小学校1・2・3年生の兄・姉のいない世帯の園児1人目に対しては22万3,200円を上限として交付されることとなっていた。

(2) 原処分について

ア 請求人は、 の病気のため、幼稚園に通園させ続けたものであり、正当な理由によるものであるため、就園奨励費相当額を返還することが不服である旨主張している。

一方、処分庁は、請求人が妊娠する前は について幼稚園から保育所への転園を指導し、また、請求人の妊娠後は、 について幼稚園を退園または休園することを指導していたにも関わらず、請求人が指導に従わなかったことから、就園奨励費を法第63条に基づく返還対象

としたものである。

イ 本件について検討すると、まず、被保護世帯の子どもが幼稚園に就園又は通園することは、前記(1)ウ、エ及びオのとおり、特定の場合に幼稚園に要する費用を収入として認定する場合はあるものの、就園又は通園すること自体を制限する規定はない。

また、前記(1)カのとおり、就園奨励費は[]の施策として、[]幼稚園の保護者の負担を軽減することを目的に入園料及び保育料が減免の対象とされる制度であり、[]幼稚園に通園する子どもの保護者が支払った入園料及び保育料に相当する金額が事後に還付される性格のものである。加えて、所得区分に応じて補助上限額が設定されており、「生活保護法の規定による保護を受けている世帯」という区分が設けられている。

そうすると、就園奨励費として請求人が受け取った金銭は、前記(1)イ及びウの処理基準に基づき、収入認定除外対象として処理されるべきであると解される上、就園奨励費の制度において被保護世帯にも補助されることが予定されていることから、被保護世帯であることを理由に返還対象とすることは、就園奨励費の制度の趣旨を没却するものであり、不当である。

ウ したがって、原処分は取消しを免れないものである。

よって、主文のとおり裁決する。

平成30年7月10日

北海道知事 高橋 はる

